

7月3日開催の全国介護保険担当課長会議以降に
介護保険事業（支援）計画作成に関して寄せられた質問

平成29年7月27日

（問1）基本指針（案）には、高齢者虐待の防止や家族支援の充実等が追記されましたが、計画に記載する事項が追加されたのでしょうか。

（答）

高齢者虐待の防止や家族支援の充実等が追記された基本指針（案）の「第一」は、計画作成における考え方を示した部分であり、必ずしも計画に記すべき個別の項目を示したものではありません。都道府県及び市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、基本指針（案）の理念に基づいた対応を計画に記載ください。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

（問2）29年7月に配布された推計人口は、必ず使わなければならないのでしょうか。

（答）

介護保険事業計画を立てるにあたり基礎とする推計人口は、保険者が判断するものであり、7月に配布した推計人口を必ずしも使わなければならないわけではありません。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

（問3）29年7月に配布された推計人口は、計画作成委員会の資料などとして公開してもよいですか。

（答）

公表されているデータを組み合わせて算出した推計人口であり、公開して差し支えありません。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

（問4）29年7月に配布された推計人口を使用すると判断した保険者は、地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用できなくなりますか。

（答）

将来推計機能における「総人口と被保険者数」画面において、「独自データを登録する」を選択し、7月に配布した推計人口や保険者が独自に推計した人口を転記いただくことで、将来推計機能を利用できます。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

(問5) 市町村が必要な介護人材を推計するにあたり、都道府県向けに配布される人材推計シートを活用したらよいとのことですが、それはどのようなものですか。

(答)

人材推計シートは、サービスの見込み量を基に人材の需要数を推計するシートと、現在の人材数や介護職の離職率や再就職率等を基に人材の供給数を推計するシートとから成り立ちます。市町村においては、需要数を推計するシートを活用していただき、サービス見込量とそれに伴う必要とされる介護人材の確保方を計画作成委員会等において議論していただくことを想定しています。

なお、参考までに第6期計画作成時に配布したものを添付します。第7期用のものは、9月中には配布する予定です。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

社会援護局福祉基盤課福祉人材対策室マンパワー企画係（内線 2849）

(問6) サービスの見込量における介護離職の防止分については、在宅介護実態調査活用の手引きや分析・考察の一例が示されていますが、各サービスの見込み方等は改めて示される予定はありますか。

(答)

今後、さらに見込み方を示す予定はありません。

なお、厚生労働省においては、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特養に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目指し、在宅・施設サービス（※）のさらなる整備として以下の見込み量を推計しており、参考とされたい。

※ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護療養型医療施設を含む。）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホームに限る。）、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(介護離職の防止に向けたサービス見込み量の推計方法)

(1) 年間の介護離職者数等により以下のとおり推計。

- ① 介護・看護を理由とする離転職者数が約10万人（総務省「平成24年就業構造基礎調査」）であること
- ② 介護を機に仕事をやめた理由として、「介護サービスの利用ができなかったこと」を挙げた方は15%（平成24年度厚生労働省委託調査「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」）であること
- ③ 特別養護老人ホームの平均的な在所期間は約4年間であること
を踏まえ、2020年代初頭までに、 $10\text{万人} \times 15\% \times 4\text{年} = \text{約}6\text{万人}$ に相当する在宅・施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護療養型医療施設を含

む。)、特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに限る。)、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。)を、第6期計画において推計した2020年の在宅・施設サービスの見込み量約38万人分に対して上乗せして整備することが必要である。

(2) さらに、特別養護老人ホームの待機者数等から以下のとおり推計。

- ① 平成25年度老健局調べでは、特養申込み者のうち、要介護3以上の自宅で入所待機している方が15万人いることを踏まえ、年2.5万人分のニーズに対応することにより2020年代初頭までに解消を図ること
- ② 特別養護老人ホームの平均的な在所期間は約4年間であること
を踏まえ、約10万人に相当する在宅・施設サービスを第6期計画において推計した2020年の在宅・施設サービスの見込み量約38万人分に対して上乗せして整備することが必要である。

ただし、(1)と(2)で重複があると想定されることに鑑み、2020年代初頭までに、12万人分の在宅・施設サービスを、第6期計画において推計した2020年の在宅・施設サービスの見込み量約38万人分に対して上乗せして整備することが必要であるとした。

※ 介護離職の理由として「介護サービスの利用ができなかったこと」を挙げた方の約7割が「施設へ入所できなかった」と回答していることから、(1)の約6万人のうち、 $約6万人 \times 7割 = 約4万人$ は(2)の増分と重複すると想定。

※ 厚生労働省の推計では、12万人のうち2万人分はサービス付高齢者向け住宅分、10万人分が在宅・施設サービス分としている。

※ 平成32年度および平成37年度のサービス見込量における介護離職防止の観点の反映状況を調査する予定。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

(問7) 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引きにおける検討結果記入シートは、都道府県で記入すべきですか。

(答)

活用方法は自治体にお任せしますが、本シートは保険者が記入することを想定して作成されています。ただし、全国平均値や都道府県平均値については、各都道府県担当者が記入した後に、管内保険者に配布することで市町村の負担を軽減できると考えています。また、全国平均値に照らして都道府県平均値の傾向を考察することにより、都道府県の特徴や仮説等を記入して配布することにより、保険者における活発な分析を促すこともできると考えられます。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線 2175）

(問 8) 県独自の事情により、サービス見込量及び必要利用(入所)定員総数を 11 月上旬にも集計したいのですが、どうしたらよいですか。

(答)

サービス見込量については「報告様式ファイル」を、必要利用(入所)定員総数については「必要利用(入所)定員総数見込み調査票(市町村シート)」を管内保険者から回収し、独自に集計する方法が考えられます。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(問 9) 地域包括ケア「見える化」システムにより推計作業中の保険料は、他の保険者は閲覧できないものと理解していますが、間違いはないでしょうか。

(答)

お見込のとおり、保険料額等を他の保険者は閲覧できません。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(問 10) 地域包括ケア「見える化」システムにより、広域連合の構成市町村別の認定率を閲覧できますか。

(答)

地域包括ケア「見える化」システムに掲載している認定率は、介護保険事業状況報告のデータを利用しているため、広域連合の構成市町村別の認定率を閲覧できません。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(問 11) 地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能により、平成 30 年度、31 年度、32 年度及び 37 年度以外の年度の推計作業は行えますか。

(答)

将来推計機能に設定されている推計年度は記載の年度のみであり、本機能を利用してこれ以外の年度について推計できません。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(問 12) 地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能の要介護認定者数の推計において、第 2 号被保険者について施策反映できますか。

(答)

将来推計機能では、第 1 号被保険者の要介護認定者数については施策反映できますが、第 2 号被保険者について施策反映することは想定されていません。

担当：老健局介護保険計画課計画係(内線 2175)

(問13) 地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能において、平成27～29年度の実績値を修正できますか。

(答)

実績値は、修正できません。ただし、特定の月の実績を使用しないことができます。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

(問14) 地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能において、今まで利用実績のなかったサービスを追加したいのですが、施策反映において利用者数や利用回数を入力しても今までの給付費の実績が0円なので反映されません。どうしたらよいですか。

(答)

今まで利用実績がなかったサービスについては、全国の平均値等を参考に「1人あたり給付費」を設定した上で、利用者数や利用回数を入力してください（4.0次リリースより「1人あたり給付費」を設定できます）。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）

(問15) 老健局長通知「第7期介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて」の発出予定は、いつですか。

(答)

基本指針の告示と同時期（秋以降）を予定しています。

担当：老健局介護保険計画課計画係（内線2175）